

「適正表示推進」標語コンクール作品募集要項

1 趣旨

食品の表示は、消費者にとって、その食品の品質を判断し選択するまでなくてはならない非常に重要な役割を果たしています。一方、「食の安全・安心」に対する消費者の関心が高まる中、徳島県においても不適正表示事案が発生し、消費者の食に対する信頼が揺らぎつつあります。

そこで、徳島県では、「不適正表示を許さない」社会づくりに向けた気運の醸成を図るために、「適正表示推進」をテーマとした標語を募集します。

2 主催

徳島県

3 募集内容

(1) 募集作品

「適正表示推進」をテーマに、わかりやすく、親しみやすいものであれば、字数は何字でもかまいません。公序良俗その他法令の定めに反するもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは審査対象外になります。また、採用決定後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。

(2) 応募資格

徳島県内在住の方とします。

(3) 応募方法

応募様式は自由です。標語、郵便番号、住所、氏名、電話番号、を明記のうえ、郵送、FAX、電子メール等でご応募ください。電子メールの場合は、件名を「適正表示推進標語コンクール応募」とした上で別添の参考様式の内容を記入してください（参考様式は、県の県民くらし安全課のホームページからダウンロードできます）。一人何点でも応募できますが、1通（1枚）につき1点とします。

※応募の際に記入していただいた個人情報は、コンクールの目的にのみ使用します。

(4) 応募期間

平成23年10月5日（水）から平成23年12月19日（月）必着

(5) 審査及び発表

徳島県危機管理部県民くらし安全局県民くらし安全課内に審査委員会を設置し、厳選な審査を行い、最優秀賞1点、優秀賞2点を選出します。審査の結果入賞された作品については、平成24年1月中旬頃を目途に受賞者ご本人に県から通知します。

※該当する作品が複数あった場合は、抽選により受賞者を決定します。

6) 表彰

表彰式は、平成24年2月頃を予定しております。入賞作品については、賞状及び副賞を贈呈します。

最優秀賞 賞状・副賞（1万円相当の品）

優秀賞 賞状・副賞（5千円相当の品）

7) 作品の使用

応募作品は返却いたしません。採用された作品の著作権その他の一切の権利は、徳島県に帰属するものとし、適正表示推進活動において活用します。

8) 応募・問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理部県民くらし安全局県民くらし安全課「標語コンクール」係

TEL 088-621-2110 FAX 088-621-2759

Eメール：kenminkurashianzenka@pref.tokushima.lg.jp

「食品の適正表示推進」標語コンクール作品応募用紙

標 語	
(ふりなが) 氏 名	
住 所	(〒)
電話番号	()
学校名・学 年 (小中 学生のみ記 入)	(学校名) (学年) 年